



附 則（平成二二年六月七日政令第三一  
二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一七年三月九日政令第三八  
号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一月二七日政令第一  
二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に不動産鑑定士補である者及び不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第十五条第一項の規定によりこの政令の施行の日以後に不動産鑑定士補となった者については、第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行令第九条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成一八年二月一日政令第一四  
号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一  
二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年二月一三日政令第一  
八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和三年六月二五日政令第一八  
二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。